

錦江町インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、錦江町（以下「町」という。）が、職業意識の向上及び町政に対する理解を深めることを目的に行う就業体験学習（以下「インターンシップ」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、大学、大学院、短期大学、専門学校、高等学校等（以下「大学等」という。）の学生及び生徒（以下「学生等」という。）とする。

(学生等の受入手続)

第3条 インターンシップを希望する学生等（以下「申込者」という。）は、錦江町インターンシップ申込書（様式第1号）を錦江町長（以下「町長」という。）に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、受入れの可否を決定し、錦江町インターンシップ受入可否決定通知書（様式第2号）により、その旨を申込者に通知するものとする。

3 受入れが決定された学生等（以下「実習生」という。）は、インターンシップの開始前に、誓約書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

4 実習生が在学する大学等は、前項の誓約の遵守事項について、指導を徹底しなければならない。

(受入期間)

第4条 インターンシップの受入期間は、原則として3日間とし、具体的日程については、学生等を受け入れる所管と調整の上、町長が決定する。

(身分等)

第5条 実習生は、在籍する大学等の学生等としての身分を保有したままインターンシップを行うものとし、町の職員としての身分は有しないものとする。

(実習に係る費用)

第6条 町は、実習生に対し、賃金、報酬、手当等の対価は支給しないものとする。ただし、インターンシップに参加するための旅費等に対する実費弁償については、この限りでない。

(服務)

第7条 実習生は、実習先の職務に専念し、法令等を遵守するとともに、町職員の指揮及び監督に従わなければならない。

2 実習生は、町の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

3 実習生は、インターンシップにおいて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。インターンシップを終えた後も同様とする。

(災害補償等)

第8条 実習生又は大学等は、インターンシップ中の事故等により、実習生が傷害を

負った場合又は実習生が関係者に損害を与えた場合等に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、インターンシップ中に発生した事故等については、自らの責任において対処しなければならない。

2 実習生は、インターンシップ期間中に故意又は過失により、町又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責めを負い、実習生の在学する大学等は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(インターンシップの中止)

第9条 町長は、実習生がこの要綱に違反したとき又はインターンシップの実施を継続しがたい事由が生じた場合は、実習を中止することができる。

(報告)

第10条 実習生は、インターンシップ終了後、速やかに、錦江町インターンシップ体験報告書(様式第4号)を作成し、町長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。